

組合員 各位

千葉市美浜区中瀬 1-5-1
イオン健康保険組合

鍼灸・あん摩マッサージ等の治療費が全額立替払いに変わります（ご案内）

平素は、当組合の運営業務にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

これまで組合員本人もしくは被扶養者であるご家族が施術を受けていた鍼灸・あんま・マッサージ・指圧師（以下鍼灸師等）の治療費（施術料）はご本人（家族）が窓口で本人負担を支払い、残りの治療費は鍼灸師等からの療養費支給申請書での請求でご本人（家族）の委任に基づき当健康保険組合から直接鍼灸師等へ支払っておりました。（受領委任払いという）

この度下記のとおり取扱いが変更となりますのでご案内申し上げます。

記

1. 変更後の治療費支払方法

- ① 治療費（施術料）の全額（10 割）を本人もしくは家族が鍼灸師等の窓口で支払い「領収書」と「医師の同意書（初回受診等）（※1）」をもらう。
- ② 治療内容にそって、暦の1ヵ月（1日から末日）単位で鍼灸師等に「施術内容（領収）明細書（はり・きゅう用）」または「施術内容（領収）明細書（マッサージ用）」に施術内容を証明してもらう。
- ③ 暦の1ヵ月（毎月1日から末日）単位で「療養費支給申請書」に必要な事項を記入の上、作成する。
- ④ 作成した「療養費支給申請書」に「領収書（原本）」「医師の同意書（初回はかならず原本、以降は同意記録でも可）」「施術内容（領収）明細書」を添付の上、当健康保険組合へ提出する。
- ⑤ 当組合において審査し、支給決定後、指定の被保険者本人名義の口座に振り込みをおこないます。（医師同意と医科レセプトの付け合せ確認・審査調査等ありますので支払いまで3ヶ月程度お時間をいただきます。また内容によってはさらにお時間を頂く場合があります。）

（※1）鍼灸師等の治療の療養費を請求するには初回は必ず医師の同意書の添付が必要になります。

2. 変更の理由

この度、療養費支給の適正化に向け、平成 18 年 4 月東京高等裁判所の判決を参考に、健康保険法に定める原則どおり全額立替払い（償還払い）（※2）に改めるものです。

現在の鍼灸師への支払方法は「柔道整復師（接骨院・整骨院）受領委任払い」（※3）の制度に準じて当組合の基準で実施していましたが、療養費払いの原則に基づき療養費支給申請の方法を変更することになりました。

趣旨をご理解の上、ご協力をお願い致します。

（※2）上記1の「変更後の治療費支払方法」①に基づく

（※3）受診者が保険証を提示して窓口で1～3割負担し、残りの治療費を組合が柔道整復師に払う事。

3. 実施時期

平成 26 年 1 月受診（施術）分から

以上